

# 福井市建設工事条件付き一般競争入札実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札(以下「条件付き一般競争入札」という。)の実施に際し、令及び福井市財務会計規則(昭和39年福井市規則第11号。以下「財務会計規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、「事前審査型」とは、一般競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の確認を開札前に行い、開札後速やかに落札者を決定する方式により行う条件付き一般競争入札をいい、「事後審査型」とは、入札参加資格の確認を開札後に行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式により行う条件付き一般競争入札をいうものとする。

## (対象案件)

第3条 条件付き一般競争入札は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とし、原則として事後審査型の執行によって落札者を決定するものとする。

- (1) 設計金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。)が1,000万円以上の建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)
  - (2) 前号のほか、特に条件付き一般競争入札の対象とする必要があると認められる建設工事
- 2 前項の規定にかかわらず、令第167条の10の2及び福井市建設工事総合評価方式競争入札実施要綱の規程により総合評価方式の対象となる建設工事、福井市建設工事共同企業体運用要項の規定により特定共同企業体を契約の相手方とする建設工事及び、案件の性質を鑑み、事後審査型によりがたい理由が認められるものについては、事前審査型の執行によって落札者を決定する。

## (入札参加資格)

第4条 事後審査型における入札参加資格を、次の各号に掲げるとおり定める。

- (1) 当該入札が公告された時点において、令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき別に定めるところにより、建設工事について、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 入札書を提出する時点において、令第167条の4の規定に該当しない者であること(共同企業体にあつては、構成員の全て)。
- (3) 入札書を提出する時点において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外(以下「指名停止等」という。)の期間中でないこと。
- (4) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

(5) 当該入札に付する建設工事を的確かつ円滑に施工若しくは履行できる者であること。

(6) 当該条件付き一般競争入札に参加しようとする他の者（その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること（共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）。

ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

(7) 当該入札において、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

(8) 当該入札に付する建設工事に主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。）及び現場代理人を適切に配置できる者であること。

(9) その他必要であると認める資格を有する者であること。

2 前項の規定は、事前審査型において準用する。このとき、前項第2号及び第3号中「入札書を提出する時点」とあるのは「確認申請書等を提出する時点」と読み替える。

（入札執行に係る主な事項）

第5条 条件付き一般競争入札の執行において、次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 財務会計規則第89条及び第93条第3号の規定により、入札保証金を免除することができる。

(2) 財務会計規則第112条に規定する契約保証金を納入しなければならない。ただし、同規則第112条の2により契約保証金に代わる担保を提供した場合、又は同規則第113条第1項各号のいずれかに該当し、契約権者により契約保証金の全部を免除された場合を除く。

(3) 財務会計規則第100条各号のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格がない者が行った入札

イ 確認申請書等（第13条に規定する確認申請書等をいう。以下同じ。）に虚偽の記載

をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

ウ 落札者を決定する時点において、福井市発注（契約課における条件付き一般競争入札による契約（仮契約中を含む。）の手持ち工事が4件以上あり、5件目の建設工事の落札候補者となった者が行った入札（本号のいずれの建設工事についても、総合評価方式を適用した建設工事及び災害復旧事業に係る建設工事は含めない。）

エ 電子入札システムの使用において、福井市電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札

オ 第7条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

カ 第9条第1項に規定する内訳書の提出を行わなかった者又は提出された内訳書が別に定める要件を満たしていると認められない者が行った入札

キ その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

- 2 当該入札に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福井市条例第12号）第2条に規定する契約に該当する場合は、落札者決定後に仮契約を締結し、議会の議決を得たとき、当該契約を本契約とみなす。
- 3 前項の場合において、落札者（共同企業体にあつてはその構成員のいずれか）が議会の議決までの間に、入札参加資格の取消し若しくは停止されている場合又は指名停止等の措置を受けた場合若しくは建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合においては、市は仮契約を締結しないこと又は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

#### （公告の方法）

第6条 条件付き一般競争入札は、原則として、福井市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとし、その旨を財務会計規則第90条第1項及び第2項の規定による公告（以下「公告」という。）において明らかにするものとする。

- 2 公告は、原則として、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとし、財務会計規則第90条第3項各号に掲げる事項その他入札執行に必要な事項について記載する。

#### （設計図書等の閲覧等）

第7条 入札執行者は、公告の日から入札書の受付期間が開始する日の前日まで、当該条件付き一般競争入札に係る建設工事の設計図書及び設計図面の全部の写し又は仕様書（以下「設計図書等」という。）を、入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

- 2 条件付き一般競争入札に参加しようとする有資格者（共同企業体の場合にあつては、構成員の代表者）は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、入札情報サービスシステムを利用して設計図書等を閲覧しなければならない。
- 3 設計図書等を閲覧した有資格者は、入札執行者に対し、原則として、第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札書の受付期間が開始する日の3日前（福井市の休日定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までの日の間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができ

る。

- 4 前項の質問は、入札執行者に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。
- 5 入札執行者は、前2項の規定による質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、書面により回答するとともに、当該質問及び回答の内容について、入札情報サービスシステムを利用して閲覧に供するものとする。
- 6 前項の閲覧は、入札書の受付期間が開始する日の前日まで行うものとする。

#### (入札書の受付)

第8条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日及び前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。

#### (内訳書の提出)

第9条 入札執行者は、入札書を提出しようとする者に対し、指定した日時及び方法により、内訳書の提出を求めるものとする。ただし、入札執行者が内訳書の提出の必要がないと認めた場合は、内訳書の提出を求めないことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

#### (開札の方法)

第10条 入札執行者は、公告で指定した開札日時及び開札場所において、当該入札の開札を行うものとする。

- 2 入札執行者は、開札の直前に予定価格及び最低制限価格（総合評価方式を適用する請負等に係る競争入札にあつては、予定価格、調査基準価格及び失格基準価格）を設定するものとする。

#### (事後審査型に係る落札者の決定)

第11条 事後審査型による場合における落札者の決定は、次条から第18条までに定めるところにより行うものとする。

#### (落札決定の保留)

第12条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内かつ、当該入札において最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格以上で最低の価格で入札した者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）を宣言し、落札者の決定を保留するものとする。

#### (資格確認資料の提出等)

第13条 入札執行者は、前条の規定により第1順位の落札候補者を宣言したときは、電子入札システムを使用する方法により、入札書の受付を行った全ての者に対し第1順位の落札候補者を通知するとともに、第1順位の落札候補者に対し、入札参加資格確認申請書及び入札参

加資格の有無の確認のためにあらかじめ公告等で示した資料（以下「確認申請書等」という。）の提出を求める旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による確認申請書等の提出を求める旨の通知を受けた第1順位の落札候補者は、当該入札公告に定められた期限までに確認申請書等を提出しなければならないものとする。ただし、入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りでない。
- 3 第1順位の落札候補者が辞退しようとするときは、前項に定める期限までに、辞退の理由を添えて届け出なければならない。ただし、確認申請書等の提出後は、辞退することができない。
- 4 第1順位の落札候補者が辞退したとき、第2項に規定する期限までに確認申請書等を提出しなかったとき又は入札参加資格を確認するために入札執行者が行った指示に従わなかったときは、当該第1順位の落札候補者がした入札は、入札参加資格がない者が行った入札とみなす。

#### （入札参加資格の有無の確認等）

- 第14条 入札執行者は、第1順位の落札候補者から確認申請書等の提出があったときは、入札書及び確認申請書等により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。
- 2 入札執行者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。
  - 3 入札執行者は、第1項の規定による確認をした場合において、第1順位の落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、第1順位の落札候補者の次に低い価格で入札した者（次に低い価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「次順位の落札候補者」という。）を宣言するものとする。
  - 4 前条及び前3項の規定は、次順位の落札候補者を宣言した場合について準用する。
  - 5 入札執行者は、入札参加資格があると認める者が確認できるまで前各項の規定の例により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

#### （落札決定）

- 第15条 入札執行者は、前条の規定により入札参加資格があることを確認したときは、速やかに、当該入札参加資格があると確認された落札候補者を落札者として決定し、全ての入札書を提出した者に対し、当該落札者について、電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。
- 2 前項に規定する場合において、入札参加資格があると確認された者が複数ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。
  - 3 落札決定は、第1項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

#### （入札参加資格不適格の決定）

- 第16条 入札執行者は、第14条の規定により入札参加資格がないことを確認したときは、当該入札参加資格がないと確認された者に対して、その旨について電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。

(再度の資格確認)

- 第17条 第15条第3項の規定により落札決定の効力が生ずるまでの間に、当該落札者と決定された者が入札参加資格を欠くに至ったときは、当該落札者の行った入札は、無効とする。
- 2 前項に規定する場合においては、第13条から前条までの規定の例により、入札参加資格の確認及び落札決定を再度行うものとする。

(辞退等による指名停止等措置)

- 第18条 第13条第4項又は第14条の規定により入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされたことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けないものとする。ただし、当該入札に係る行為が著しく不誠実であり、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるときは、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の対象とする場合がある。

(事前審査型に係る落札者の決定)

- 第19条 事前審査型による場合における落札者の決定は、第11条から第18条までの規定にかかわらず、次条から第23条までに定めるところにより行うものとする。

(確認申請書等の提出等)

- 第20条 事前審査型に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、あらかじめ公告等において指定した日時までに、確認申請書等を提出しなければならない。
- 2 前項の確認申請書等の提出後は、撤回、内容の修正又は再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の通知)

- 第21条 入札執行者は、第20条に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日(休日に当たる場合は休日の翌日)までに、入札参加資格の有無を、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。
- 2 入札執行者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。
- 3 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。
- 4 第1項の規定による通知(第22条において「確認通知」という。)は、電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札の辞退)

- 第22条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。
- 2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が第8条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(落札者の決定)

- 第23条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
- 2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。
  - 3 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。
    - (1) 低入札価格調査制度を適用する建設工事である場合
    - (2) 最低制限価格制度を適用する建設工事である場合
    - (3) 総合評価方式を適用する建設工事である場合
  - 4 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、電子入札システム上で署名をし、落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。
  - 5 落札者決定は、前項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明)

- 第24条 第16条又は第21条の規定により、入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札執行者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。
- 2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。
  - 3 入札執行者は、前項の規定による書面の提出があったときは、書面の提出された日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。
  - 4 第1項に規定する書面の提出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。

(再度の入札の実施)

- 第25条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格による入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内の価格による入札がないときに、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。
- 2 前項の再度の入札の受付期間は、原則として、入札参加者に対し再度の入札を行う旨の通知を発出した時から30分を経過する時までとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、入札参加者全員の再度の入札書が提出されたときは、入札執行者は、直ちに入札書の受付を締め切るものとする。
  - 4 入札執行者は、第2項又は前項に規定する入札書の受付期間が終了したときは、遅滞なく開札を行うものとする。
  - 5 第23条の規定は、第1項の再度の入札に準用する。
  - 6 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契(令第167条の

2 第 8 号に規定する随意契約をいう。以下同じ。)を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第 2 6 条 入札執行者は、不正な行為等が発覚した場合又はその他やむをえない事由が生じた場合は、入札を取りやめることができるものとし、その場合は市のホームページに掲載する方法により周知するものとする。加えて、入札参加者に対し入札の取りやめの通知をするものとする。

2 前項の規定により、入札の取りやめによって損害が生じた場合は、市は一切の賠償の責を負わない。

(入札結果の公表)

第 2 7 条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果について、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者及び落札決定の日を表示するものとする。

3 前項に規定するもののほか、入札を無効又は失格とされた者がいるときは、入札を無効又は失格としたこと及びその理由を表示するものとする。

(その他)

第 2 8 条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。